# I 保育所の役割

# I-1 理念・基本方針

(1) 保育所の理念、事業の目的及び基本方針が周知されている。

評価 結果

●保育所の理念、事業の目的及び基本方針が職員に共有化されている。

#### 【判断基準】

1

a)保育所の理念、事業の目的及び基本方針が全職員に向けて明示されており、職員の共通認識 を図る場が設けられている。

- b)保育所の理念、事業の目的及び基本方針が全職員に向けて明示されているが、職員の共通認 識を図る場が設けられていない。
- c) 保育所の理念、事業の目的及び基本方針が職員に向けて明示されていない。

#### 【 I-1 保育所の理念・基本方針等の特記事項】

- ・理念、基本方針、保育の目標を記載した上で、保育課程や保育所保育指針を図示した独自の体系図が作成され、職員に共有されている。 $(I-1-(1)-\mathbb{Q})$
- ・月1回の職員会議の冒頭に理念と基本方針の唱和が行われ、周知が図られている。(I-1-(1)-1)

#### Ⅰ-2 他機関との連携

(1) 他の機関・団体等と連携する体制が整えられている。

評価 結果

●他の機関・団体等との協力関係が適切に図られている。

#### 【判断基準】

1

- a)保育を実施する上で、福祉・医療関係、その他の機関・団体等と連携することの意義について保育所の方針が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b) 保育を実施する上で、福祉・医療関係、その他の機関・団体等と連携することの意義について保育所の方針が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。
- c) 保育を実施する上で、福祉・医療関係、その他の機関・団体等と連携することの意義について保育所の方針が明文化されていない。

#### 【 I-2 他の機関・団体等との連携等の特記事項】

・保健医療機関、母子保健サービス、食育、障害児、虐待防止、災害発生時、小学校等の項目別に、具体的な連携場面や連携先を記載したマニュアルが作成されている。(I-2-(1)-①)

# I-3 保育所の社会的責任

(1) 地域社会における社会的な責任を図るための取り組みを行っている。

評価 結果

●保育所の専門機能等が地域で活用されるための取り組みをしている。

#### 【判断基準】

① a

- a)保育所の持っている専門的な知識や能力を地域で活用するための保育所としての方針が明文 化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b)保育所の持っている専門的な知識や能力を地域で活用するための保育所としての方針が明文 化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。
- c)保育所の持っている専門的な知識や能力を地域で活用するための保育所としての方針が明文 化されていない。

,					
( 2	(2)保育の内容についての情報提供及び説明が適切に行われている。				
	評価 結果	●保育内容に関する情報の提供を行っている。			
1	а	<ul> <li>【判断基準】         <ul> <li>a)保育内容に関する情報提供の意義・方法等について、保育所の方針が明文化されており、情報提供のあり方についての職員の共通認識を図る場が設けられている。</li> <li>b)保育内容に関する情報提供の意義・方法等について、保育所の方針が明文化されているが、情報提供のあり方について職員の共通認識を図る場が設けられていない。</li> <li>c)保育内容に関する情報提供の意義・方法等について、保育所の方針が明文化されていない。</li> </ul> </li> </ul>			
	評価 結果	●保育の実施にあたり、保護者等に説明し同意を得ている。			
2	а	【判断基準】 a) 入所に先立って保護者に対して行う重要事項等の説明の意義・方法等が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。 b) 入所に先立って保護者に対して行う重要事項等の説明の意義・方法等が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。 c) 入所に先立って保護者に対して行う重要事項等の説明の意義・方法等が明文化されていない。			
( :	3) 実	習生・体験学習の受け入れが適切に行われている。			
	評価結果	<ul><li>●実習生・体験学習の受け入れが効果的に行われている。</li></ul>			
1	а	<ul> <li>【判断基準】         <ul> <li>a) 実習生・体験学習の受け入れに関するマニュアルが整備されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。</li> <li>b) 実習生・体験学習の受け入れに関するマニュアルが整備されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。</li> <li>c) 実習生・体験学習の受け入れに関するマニュアルの整備が十分ではない。</li> </ul> </li> </ul>			
( 4	1) ボ	ランティアの受け入れが適切に行われている。			
	評価 結果	●ボランティアの受入れに関する基本的な考え方の共通認識が図られている。			
1	а	<ul> <li>【判断基準】</li> <li>a) ボランティア受入れに関するマニュアルが整備されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。</li> <li>b) ボランティア受入れに関するマニュアルが整備されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。</li> <li>c) ボランティア受入れに関するマニュアルの整備が十分でない。</li> </ul>			

# 【 I-3 保育所の社会的責任等の特記事項】

- ・地域子育て支援センター「ひなたぼっこクラブ」を設置しており、園内外での活動や育児相談、講習会などが実施されている。 ( I -3-(1)-1)
- ・ボランティアの受け入れの意義について具体的に記載されたマニュアルがあり、ボランティア用に、園の特徴や保育士の仕事の概要、活動中の留意点などが具体的に記載された事前説明用資料が作成されている。 ( I -3-(4)-1)

# Ⅱ 保育所の運営

П	 1 事業計	画

	7 2141111				
( ]	(1) 保育の質の向上に向けた事業計画を策定している。				
①	評価 結果	●保育の質の向上を目的とした中・長期的な計画が策定されている。			
	С	<ul> <li>【判断基準】         <ul> <li>a)保育の質の向上に向けた保育所としての中・長期的な計画が策定されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。</li> <li>b)保育の質の向上に向けた保育所としての中・長期的な計画が策定されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。</li> <li>c)保育の質の向上に向けた保育所としての中・長期的な計画が策定されていない。</li> </ul> </li> </ul>			
	評価 結果	●中・長期的な計画に基づいて当該年度の事業計画が策定されている。			
2	С	<ul> <li>【判断基準】         <ul> <li>a)中・長期的な計画に基づいた保育所としての当該年度の事業計画が策定されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。</li> <li>b)中・長期的な計画に基づいた保育所としての当該年度の事業計画が策定設されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。</li> </ul> </li> </ul>			

# 【Ⅱ-1 保育所の質の向上を目的とした事業計画等の特記事項】

・中長期計画策定のための作業手順が作られ、策定に向けた作業が進められている。園長、主任を中心として、法人の経営理念を原点に意見を出し合い、中長期計画のイメージマップが作成された。(II-1-(1)-1))

c) 中・長期的な計画に基づいた保育所としての当該年度の事業計画が策定されていない。

・年度ごとの「経営方針」が記載された事業計画が策定されている。「経営方針」の策定にあたっては、 前年度の評価をもとに課題の分析が行われ、それに基づいた方針が策定されている。(Ⅱ-1-(1)-②)

Ⅱ.	Ⅱ-2 体制及び責任				
( )	1)保	育所の運営が適切に行われている。			
1	評価 結果	●保育所内の組織について職制・職務分掌を明確にしている。			
	а	<ul> <li>【判断基準】         <ul> <li>a)職制・職務分掌について職員ごとの分担や責任の範囲が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。</li> <li>b)職制・職務分掌について職員ごとの分担や責任の範囲が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。</li> <li>c)職制・職務分掌について職員ごとの分担や責任の範囲が明文化されていない。</li> </ul> </li> </ul>			
2	評価 結果	●引き継ぎは適切に行われている。			
	а	<ul> <li>【判断基準】         <ul> <li>a)引き継ぎについて保育所の方針が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。</li> <li>b)引き継ぎについて保育所の方針が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。</li> </ul> </li> <li>c)引き継ぎについて保育所の方針が明文化されていない。</li> </ul>			

#### 【Ⅱ-2 体制及び責任等の特記事項】

- ・職務規程のほか、全職員に配布される職員手帳に職務分掌が記載されている。(Ⅱ-2-(1)-①)
- ・毎日、昼の時間帯に各クラスから1名の職員が集まって「昼礼」というミーティングが行われており、この場で作成された「申し送りノート」が全職員に回覧されている。(II-2-(1)-2)

# Ⅱ-3 経営状況の把握

(1) 保育所の経営環境の変化等に適切に対応している。

評	曲
結	果

●保育所の経営状況を分析して改善すべき課題を発見する取り組みを行っている。

### 【判断基準】

1

- a)保育所の経営を取りまく環境や経営状況を分析的に把握して改善に向けた取り組みを行い、かつ経営状況について職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b)保育所の経営を取りまく環境や経営状況を分析的に把握して改善に向けた取り組みを行っているが、経営状況について職員の共通認識を図る場は設けられていない。
- c)保育所の経営を取りまく環境や経営状況を分析的に把握も改善に向けた取り組みを行っていない。

# 【Ⅱ-3 経営状況の把握等の特記事項】

- ・月1回、外部コンサルタントを入れた運営に関する会議が行われている。
- ・園長が他園の複数の園長と一緒に、研究組織を設立して定期的に勉強会などを行い、改善に向けた取り組みにつなげている。( $\Pi$ -3-(1)- $\mathbb Q$ )

П-	Ⅱ-4 人事管理				
( ]	(1) 人事管理の体制が整備されている。				
	評価 結果	●保育の質を確保するための必要な人材に関するプランが確立している。			
		【判断基準】			
( <u>1</u> )		a)保育の質を確保するための、必要な人材や人員体制を検討する体制ができており、保育の質			
1)		の確保と人員体制に関して職員の共通認識を図る場が設けられている。			
	а	b)保育の質を確保するための、必要な人材や人員体制を検討する体制ができているが、保育の			
		質の確保と人員体制に関して職員の共通認識を図る場が設けられていない。			
		c)保育の質を確保するための、必要な人材や人員体制を検討する体制ができていない。			
	評価 結果	●人事考課が明確かつ客観的な基準により行われている。			
		【判断基準】			
(2)		a) 定期的な人事考課を実施しており、客観性・公平性・透明性を確保するための工夫や、職員			
(2)	_	の納得を得るための仕組みを整備している。			
	a	b)定期的な人事考課を実施しているが、客観性・公平性・透明性を確保するための工夫がなさ			
		れていない。			
		c)定期的な人事考課を実施していない。			
( :	(2) 職員の就業環境に配慮がなされている。				
	評価 結果	●職員の就業環境や意向を把握し職員をサポートする仕組みが構築されている。			
1		【判断基準】			
	а	a)職員の就業環境や意向を定期的に把握し、かつ就業環境に問題がある場合には改善に向けて			

		職員をサポートする仕組みが構築されている。 b)職員の就業環境や意向を定期的に把握しているが、問題があっても改善したり、職員をサポートする仕組みが構築されていない。
		c)職員の就業環境や意向を把握していない。
2	評価結果	●福利厚生事業に取り組んでいる。
		【判断基準】
	a	a) 県単共済や福利厚生センター等の福利厚生事業に加入しており、かつ組織として独自の福利厚生事業を明文化しており、職員に説明する場を設けている。 b) 県単共済や福利厚生センター等の福利厚生事業に加入しているが、組織として独自の福利厚生事業を明文化していない。
		c) 県単共済や福利厚生センター等の福利厚生事業に加入していない。

# 【Ⅱ-4 人事管理等の特記事項】

- ・リーダー職の養成を目的とした「リーダー研修」を園独自で実施するなど、検討された人材プランの実行に向けた取り組みが行われている。(II-4-(1)-①)
- ・園独自の人事考課基準として、計100項目から成る「職員行動基準」が作成、公開されており、年2回の人事考課が実施されている。(II-4-(1)-2)
- ・職員と園長との面談が年2回、主任との面談が年1回、定期的に設定されている。(Ⅱ-4-(2)-①)

# Ⅲ 保育の内容

Щ		木肖の内谷		
Ш-	-1 -	子どもの権利擁護		
( ]	(1) 子どもの人権に配慮している。			
	評価 結果	●子どもの最善の利益について共通認識を図る体制ができている。		
1	a	<ul> <li>【判断基準】         <ul> <li>a) 児童の権利条約等、権利擁護に関する情報を周知し、子どもの最善の利益について、職員の共通認識を図る場が設けられている。</li> <li>b) 児童の権利条約等、権利擁護に関する情報を周知しているが、子どもの最善の利益について、職員の共通認識を図る場が設けられていない。</li> <li>c) 児童の権利条約等、子どもの権利擁護に関する情報を周知していない。</li> </ul> </li> </ul>		
	評価結果	●子どもとの不適切な関わりを防止するための取り組みを行っている。		
2	а	<ul> <li>【判断基準】         <ul> <li>a)子どもの不適切な関わりを防止するための保育所としてのマニュアルが整備されており、具体的な事例を分析し、何が言葉による脅かし、虐待等であるかについて共通認識を図る場が設けられている。</li> <li>b)子どもの不適切な関わりを防止するための保育所としてのマニュアルが整備されているが、具体的な事例を分析し、何が言葉による脅かし、虐待等であるかについて共通認識を図る場は設けられていない。</li> <li>c)子どもの不適切な関わりを防止するための保育所としてのマニュアルの整備が十分ではない。</li> </ul> </li> </ul>		
	評価 結果	●保育所内虐待等(拘束、暴言、暴力、無視、放置等)に備えた対応方法が定められている。		
3	a	<ul> <li>【判断基準】         <ul> <li>a)保育所内における虐待等について禁止事項・罰則規定が明文化され、虐待等が行われたり疑われたりした場合の対応策が定められている。</li> <li>b)保育所内における虐待等について禁止事項・罰則規定が明文化されているが、虐待等が行われたり疑われたりした場合の対応策は定められていない。</li> <li>c)保育所内における虐待等について禁止事項・罰則規定が明文化されていない。</li> </ul> </li> </ul>		
( 2	2) 子	どもの自尊心に配慮している。		
	評価結果	●基本的な生活習慣や生理現象に関して、子どもの心を傷つけないよう配慮している。		
1	а	<ul> <li>【判断基準】         <ul> <li>a) それぞれの生活習慣や家庭環境に配慮した、子どもの心を傷つける言動とは何かについての保育所の方針が明文化されており、具体的事例を含め職員の共通認識を図る場が設けられている。</li> <li>b) それぞれの生活習慣や家庭環境に配慮した、子どもの心を傷つける言動とは何かについての保育所の方針が明文化されておらず、具体的な方針を含め職員の共通認識を図る場が設けられていない。</li> </ul> </li> <li>c) それぞれの生活習慣や家庭環境に配慮した、子どもの心を傷つける言動とは何かについてのである。</li> </ul>		
( 6	)	保育所の方針が明文化されていない。		
( c		ライバシーに配慮した保育所運営を行っている。 ●プライバシーの保護が適切に行われる体制ができている。		
(I)	評価	●プライバシーの保護が適切に行われる体制ができている。		

	結果	
		【判断基準】
		a)プライバシー保護や守秘義務に関し、子どもや保護者等の情報の取り扱いに関するマニュア
		ルが整備されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。
	а	b)プライバシー保護や守秘義務に関し、子どもや保護者等の情報の取り扱いに関するマニュア
		ルが整備されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。
		c)プライバシー保護や守秘義務に関し、子どもや保護者等の情報の取り扱いに関するマニュア
		ルの整備が十分ではない。
( .	4) 苦	情解決ができる体制が適切である。

( 4	(4) 苦情解決ができる体制が適切である。				
	評価 結果	●保護者からの苦情解決についての運用体制ができている。			
1	а	<ul> <li>【判断基準】</li> <li>a) 苦情解決の運用については、マニュアルが整備されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。</li> <li>b) 苦情解決の運用については、マニュアルが整備されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。</li> <li>c) 苦情解決の運用については、マニュアルの整備が十分ではない。</li> </ul>			

# 【Ⅲ-1 子どもの権利擁護等の特記事項】

【判断基準】

れており、指導計画に反映されている。

1

а

- ・子どもの人権及び最善の利益が優先されるようマニュアルや資料が整備されている。(Ⅲ-1-(1)-①)
- ・「赤城育心保育園園児の人権侵害に関する心得」には職員の行動規範と児童虐待の防止等に関する法律が書かれている。(Ⅲ-1-(1)-③)
- ・失敗した時には「いいんだよ、あなたを認めてあげる」と自信を持たせている。(Ⅲ-1-(2)-①)
- ・プライバシーについては個人情報を取得する時の義務、個人データを利用するときの義務、個人保有データの窓口設置義務等詳細に示されている。(Ⅲ-1-(3)-①)

# Ⅲ-2 養護に関わるねらい及び内容 (1) 『生命の保持』に関する援助が適切である。 評価 ●『生命の保持』に関する援助が適切に行われている。 結果 【判断基準】 a) 『生命の保持』に関する方針について職員の共通認識を図る場が設けられており、指導計画 (1) に反映されている。 b) 『生命の保持』に関する方針について職員の共通認識を図る場が設けられているが、指導計 画への反映が十分ではない。 c) 『生命の保持』に関する方針について職員の共通認識を図る場が設けられていない。 (2)『情緒の安定』に関する援助が適切である。 評価 ●子どもの『情緒の安定』を図るための援助が適切に行われている。 結果

a)子どもの『情緒の安定』を図ることに関する方針について職員の共通認識を図る場が設けら

b) 子どもの『情緒の安定』を図ることに関する方針について職員の共通認識を図る場が設けら

れているが、指導計画への反映が十分ではない。

c)子どもの『情緒の安定』を図ることに関する方針について職員の共通認識を図る場が設けられていない。

(3) 子どもが心地よく過ごすことのできる生活環境に配慮している。

# 評価 結果

●子どもが心地よく落ち着いて生活できるような環境づくりの取り組みを行っている。

#### 【判断基準】

① a

- a)子どもにとって温かな親しみとくつろぎの場となるような保育室の雰囲気・環境作りについて保育所の方針が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b)子どもにとって温かな親しみとくつろぎの場となるような保育室の雰囲気・環境作りについて保育所の方針が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。
- c)子どもにとって温かな親しみとくつろぎの場となるような保育室の雰囲気・環境作りについて保育所の方針が明文化されていない。

#### (4)食事の援助が適切である。

# 評価結果

●職員間の連携を図り、給食内容の向上などに務めている。

# 【判断基準】

① a

- a)子どもの心身の発達における給食のもつ意味について保育所の方針が明文化されており、給 食担当者と保育士の共通認識を図る場が設けられている。
- b)子どもの心身の発達における給食のもつ意味について保育所の方針が明文化されているが、 給食担当者と保育士の共通認識を図る場が設けられていない。
- c)子どもの心身の発達における給食のもつ意味について保育所の方針が明文化されていない。

# 評価 結果

а

●子ども一人ひとりの状況に応じた食事に配慮している。

# 【判断基準】

2

- a) 子ども一人ひとりの状況に配慮した食事のあり方について保育所の方針が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b)子ども一人ひとりの状況に配慮した食事のあり方について保育所の方針が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。
- c)子ども一人ひとりの状況に配慮した食事のあり方について保育所の方針が明文化されていない。

#### (5) 排泄の援助が適切である。

# 評価結果

●子どもに対する排泄の援助が適切に行われている。

# 【判断基準】

1

- a)子ども一人ひとりの状況に配慮した排泄の援助について保育所の方針が明文化されており、 職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b)子ども一人ひとりの状況に配慮した排泄の援助について保育所の方針が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。
- c) 子ども一人ひとりの状況に配慮した排泄の援助について保育所の方針が明文化されていない。

# (6) 子どもの睡眠に関する援助が適切に行われている。

① 評価 結果

●子どもの睡眠に関する環境づくりに配慮している。

#### 【判断基準】

а

- a) 落ち着いて睡眠できるような雰囲気作りや安全で清潔な睡眠時の環境づくりについて保育所 の方針が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b) 落ち着いて睡眠できるような雰囲気作りや安全で清潔な睡眠時の環境づくりについて保育所 の方針が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。
- c) 落ち着いて睡眠できるような雰囲気作りや安全で清潔な睡眠時の環境づくりについて保育所 の方針が明文化されていない。

#### 【Ⅲ-2 養護等に関わる特記事項】

- ・子どもの生理的欲求が満たされることで安心して過ごすことができ、自尊心が育ち、自分が出せるようになることの話し合いが度々持たれている。(Ⅲ-2-(2)-①)
- ・子どもが心地よく過ごせるための環境について、備品の配置、子どもの発達に即した玩具の配置、誤飲や衛生面に気をつけたり、音環境についても配慮されている。(Ⅲ-2-(3)-①)
- ・酸性水で子どもの手を消毒したり、タオルを絞りテーブルを拭いたり衛生面への配慮を行っている。アレルギー食は配膳棚の一番上にトレイに乗せられ、他の子どもの食事がもしこぼれてしまっても入らないよう配慮されている。(III-2-(4)-2)
- ・布オムツを使用し、子どもが汚れた感覚をもち、着替えたら気持ちが良いという快の感覚が味わえるよう配慮している。 (Ⅲ-2-(5)-①)
- ・4・5歳児はホールに積んであるコット(午睡ベット)を並べバスタオルを整え午睡の準備をし、終わるとコットを元に戻して重ね、片づけている。保育士はコット一枚一枚に酸性水をスプレーして消毒をしている。(Ⅲ-2-(6)-①)

# Ⅲ-3 教育に関わるねらい及び内容

(1) 子どもの『健康』に関する援助が適切である。

# 評価 結果

а

●『健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う』ための援助が適切である。

#### 【判断基準】

1

- a) 『健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う』ことに関する方針について職員の共通認識を図る場が設けられており、指導計画に反映されている。
- b) 『健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う』ことに関する方針に ついて職員の共通認識を図る場が設けられているが、指導計画への反映が十分ではない。
- c) 『健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う』ことに関する方針に ついて職員の共通認識を図る場が設けられていない。
- (2) 『人間関係』に関する援助が適切である。

評価 結果

●『自立心を育て、人と関わる力を養う』ための援助が適切に行われている。

#### 【判断基準】

1

a

- a) 『他の人々と楽しみ、支え合って生活するために、自立心を育て、人と関わる力を養う』ことに関する方針について職員の共通認識を図る場が設けられており、指導計画に反映されている。
- b) 『他の人々と楽しみ、支え合って生活するために、自立心を育て、人と関わる力を養う』ことに関する方針について職員の共通認識を図る場が設けられているが、指導計画への反映が十分ではない。
- c) 『他の人々と楽しみ、支え合って生活するために、自立心を育て、人と関わる力を養う』こ

とに関する方針について職員の共通認識を図る場が設けられていない。

(3) 『環境』に関する援助が適切に行われている。

評価 結果

●『周囲の様々な環境に好奇心や探求心をもって関わる』ことができるような援助が適切に行われている。

#### 【判断基準】

1

a

- a) 『周囲の様々な環境に好奇心や探求心をもって関わり、それらを生活に取り入れていこうと する力を養う』ことに関する方針について職員の共通認識を図る場が設けられており、指導 計画に反映されている。
- b) 『周囲の様々な環境に好奇心や探求心をもって関わり、それらを生活に取り入れていこうと する力を養う』ことに関する方針について職員の共通認識を図る場が設けられているが、指 導計画への反映が十分ではない。
- c) 『周囲の様々な環境に好奇心や探求心をもって関わり、それらを生活に取り入れていこうとする力を養う』ことに関する方針について職員の共通認識を図る場が設けられていない。
- (4) 『言葉』に関する援助が適切に行われている。

評価結果

●『言葉』に関する援助が適切に行われている。

#### 【判断基準】

1

- a) 『経験したことや考えたことなどを自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉を聞こうとする意欲や態度を育て、言葉に対する感覚や言葉で表現する力を養う』ことに関する方針について職員の共通認識を図る場が設けられており、指導計画に反映されている。
- b) 『経験したことや考えたことなどを自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉を聞こうとする意欲や態度を育て、言葉に対する感覚や言葉で表現する力を養う』ことに関する方針について職員の共通認識を図る場が設けられているが、指導計画への反映が十分ではない。
- c) 『経験したことや考えたことなどを自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉を聞こうとする意欲や態度を育て、言葉に対する感覚や言葉で表現する力を養う』ことに関する方針について職員の共通認識を図る場が設けられていない。
- (5) 『表現』に関する援助が適切である。

評価 結果

●『表現』に関する援助が適切に行われている。

#### 【判断基準】

1

- a) 『感じたことや考えたことを自分なりに表現することを通して、豊かな感性や表現する力を 養い、創造性を豊にする』ことに関する方針について職員の共通認識を図る場が設けられて おり、指導計画に反映されている。
- b) 『感じたことや考えたことを自分なりに表現することを通して、豊かな感性や表現する力を 養い、創造性を豊にする』ことに関する方針について職員の共通認識を図る場が設けられて いるが、指導計画への反映が十分ではない。
- c) 『感じたことや考えたことを自分なりに表現することを通して、豊かな感性や表現する力を 養い、創造性を豊にする』ことに関する方針について職員の共通認識を図る場が設けられて いない。

#### 【Ⅲ-3 教育等に関わる特記事項】

- ・社会性を育てることにも通じる野外活動は本物に触れることが大切であり、感じたり、心を揺り動かされる体験を通して感性が育つことを大切にしている。 $(\mathbf{III} 3 (1) \mathbf{I})$
- ・英語体験(外国人の先生と関わり楽しく参加する)花の日訪問(神様や身近な人に感謝の気持ちを持ち、伝えることができる)交通安全教室(公共のマナーを知り、守ろうとする)親子遠足(親子での関わりを

持ち、友だちの輪を広げ、動物に興味関心を持つ)等を明確なねらいを持って実施している。(Ⅲ-3-(2)-①)

- ・雪合戦をしたり、雪だるまを作ったり、スキー教室を行ったり等冬を満喫し、地域性を生かした保育を 実践している。(Ⅲ-3-(3)-①)
- ・3代目の園長先生であった坂本氏から寄贈された蔵書が廊下の書棚に収められ、1985年より坂本文庫として3歳以上児を対象に絵本を貸出し、また、言葉の援助用として保護者による読み聞かせに活用されている。 ( $\mathbb{II}$ -3-(4)- $\mathbb{II}$ )

# Ⅲ-4 保育の実施上の配慮事項 (1) 子ども一人ひとりの状況や意向を尊重している。 ●子ども一人ひとりへの理解を深め、受容しようと努めている。 結果 【判断基準】 a)子ども一人ひとりの気持ちや状況を受容するための保育所の方針が明文化されており、職員 (1) の共通認識を図る場が設けられている。 а b) 子ども一人ひとりの気持ちや状況を受容するための保育所の方針が明文化されているが、職 員の共通認識を図る場が設けられていない。 c)子ども一人ひとりの気持ちや状況を受容するための保育所の方針が明文化されていない。 評価 ●子どもの主体性を育てるための配慮を行っている。 結果 【判断基準】 a) 子どもの主体性を育てるための援助のあり方について保育所の方針が明文化されており、職 2 員の共通認識を図る場が設けられている。 а b) 子どもの主体性を育てるための援助のあり方について保育所の方針が明文化されているが、 職員の共通認識を図る場が設けられていない。 c) 子どもの主体性を育てるための援助のあり方について保育所の方針が明文化されていない。 (2) 子どもの社会性を育てるための援助が適切である。 評価 ●子どもの社会性を育てるための配慮を行っている。 結果 【判断基準】 a)子どもの社会性を育てるための援助のあり方について保育所の方針が明文化されており、職 (1) 員の共通認識を図る場が設けられている。 а b) 子どもの社会性を育てるための援助のあり方について保育所の方針が明文化されているが、 職員の共通認識を図る場が設けられていない。 c)子どもの社会性を育てるための援助のあり方について保育所の方針が明文化されていない。 (3) 性差への配慮をしている。 評価 ●性差の先入観による固定的な観念や役割分業意識を植え付けないような援助を行っている。 結果 【判断基準】 1 a) 子どもに対して、性差に基づいた不適切な関わりを防止するための保育所の方針が明文化さ а れており、職員の共通認識を図る場が設けられている。 b) 子どもに対して、性差に基づいた不適切な関わりを防止するための保育所の方針が明文化さ

れているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。

c)子どもに対して、性差に基づいた不適切な関わりを防止するための保育所の方針が明文化されていない。

#### (4) 国籍や文化の違いに対する配慮をしている。

# 評価結果

а

●国籍や文化の違いに配慮した援助を行っている。

#### 【判断基準】

1

- a)子どもの国籍や文化による生活習慣の違いに対する援助の仕方について保育所の方針が明文 化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b)子どもの国籍や文化による生活習慣の違いに対する援助の仕方について保育所の方針が明文 化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていいない。
- c)子どもの国籍や文化による生活習慣の違いに対する援助の仕方について保育所の方針が明文 化されていない。

#### (5) 乳児保育の実施が適切である。

# 評価結果

а

●乳児保育のための環境が整備されている。

# 【判断基準】

【判断基準】

1

a) 乳児の安全と衛生への配慮についてのマニュアルを整備し、関係する職員の共通認識を図る場が設けられている。

- b) 乳児の安全と衛生への配慮についてのマニュアルは整備されているが、関係する職員の共通 認識を図る場が設けられていない。
- c) 乳児の安全と衛生への配慮についてのマニュアルが整備されていない。

# 評価結果

●乳児保育のための個別援助計画が適切に作成されている。

# (2)

a

- a) 家庭調査票等に基づいて乳児一人ひとりに対する個別援助計画を策定するための保育所の方 針が明文化され、関係する職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b)家庭調査票等に基づいて乳児一人ひとりに対する個別援助計画を策定するための保育所の方 針が明文化されているが、関係する職員の共通認識を図る場が設けられていない。
- c) 家庭調査票等に基づいて乳児一人ひとりに対する個別援助計画を策定するための保育所の方 針が明文化されていない。

## 【Ⅲ-4 保育の実施上の配慮等に関わる特記事項】

- ・子どもの気持を受け止め、自分で行えるよう見守りその世界を第一としながらも保育者の価値観との調和を大切にしている。(Ⅲ-4-(1)-①)
- ・出かける前には子どもたちで下調べをし、るなぱあくや県庁等へバスや電車を利用して出かけている。(Ⅲ -4-(2)-①)
- ・様々な価値観の違いを認識し、理解した上で子どもや保護者に保育園としての理念や方針を理解してもらい、集団生活を送り、共に尊重し合いながら話し合う機会を多く持ち信頼関係を深めている。(Ⅲ-4-(4)-①)
- ・個別指導計画に基づき、子ども一人ひとりの心身の発達・発育の個人差を把握し、子どもの状態に即した丁寧な保育を展開している。 (Ⅲ-4-(5)-②)

# Ⅲ-5 障害のある子どもの保育

(1) 障害のある子どもの保育の実施が適切である。

1	評価 結果	●障害のある子どもの保育のための個別援助計画が適切に策定されている。
		【判断基準】
		a)障害等、特別な援助を必要とする子ども一人ひとりに対する個別援助計画を策定するための
		保育所の方針が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。
	а	b)障害等、特別な援助を必要とする子ども一人ひとりに対する個別援助計画を策定するための
		保育所の方針が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。
		c)障害等、特別な援助を必要とする子ども一人ひとりに対する個別援助計画を策定するための
		保育所の方針が明文化されていない。

# 【Ⅲ-5 障害のある子どもへの特記事項】

・障害児に対して園内での個別対応とケース会議の中で今この子どもにはどんな援助が必要なのかを支援計画にあげ、専門機関でみてもらう等の体制をとっている。(Ⅲ-5-(1)-①)

# Ⅳ 保育の計画及び評価

# IV-1 保育課程・指導計画の管理体制

(1) 保育課程・指導計画(年間・月案・週案)に関する責任体制が明確である。

評価 結果

(1)

2

●保育課程・指導計画の作成、実施において責任者が定められている。

#### 【判断基準】

- a) 保育課程・指導計画の作成を統括する担当者及びその実施状況を総合的に管理する責任者を 置き、責任者による指導助言の場が定期的かつ必要に応じて設けられている。
  - b)保育課程・指導計画の作成を統括する担当者及びその実施状況を総合的に管理する責任者を 置いているが、責任者による指導助言の場が定期的かつ必要に応じて設けられていない。
  - c) 保育課程・指導計画の作成を統括する担当者及びその実施状況を総合的に管理する責任者を 置いていない。

# 評価結果

а

●保育課程・指導計画の作成・変更に対応する体制が整備されている。

#### 【判断基準】

- a)保育課程・指導計画の作成及び変更の必要性が生じた場合、責任者に報告される体制が整備されており、その内容について、職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b) 保育課程・指導計画の作成及び変更の必要性が生じた場合、責任者に報告される体制が整備 されているが、その内容について、職員の共通認識を図る場が設けられていない。
- c) 保育課程・指導計画の作成及び変更の必要性が生じた場合、責任者に報告される体制が整備 されていない。

#### 【IV-1 保育課程・指導計画等の特記事項】

・指導計画は担当者が作成、主任に提出し指導助言されたところは青字、担任が修正した箇所が赤字でプリントアウトされているので、修正前と後の経過がわかりやすくなっている。(IV-1-(1)-②)

# IV-2 保育課程・指導計画の策定

(1) 子ども一人ひとりの実態に即した指導計画が策定されている。

評価	ĺ
結果	

●子どもの情報(事実)を把握している。

### 【判断基準】

- a)子どもの身体状況や生活状況等の情報を把握するために保育所として家庭調査票等の様式が 整備され、職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b)子どもの身体状況や生活状況等の情報を把握するために保育所として家庭調査票等の様式が 整備されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。
- c) 保育所として家庭調査票等の様式が整備されていない。

# 評価 結果

а

а

●子どもの個別性に配慮した指導計画となっている。

# 2

1

#### 【判断基準】

- a) 3歳以上児の指導計画に個別性に配慮するための欄があり、その意義や方法について職員の 共通認識を図る場が設けられている。
- b) 3歳以上児の指導計画に個別性に配慮するための欄はあるが、その意義や方法について職員 の共通認識を図る場が設けられていない。
- c) 3歳以上児の指導計画に個別性に配慮するための欄がない。

【IV-2 子どもの実態に即した指導計画策定の特記事項】

- ・家庭調査票の様式は入園面接表・乳児食品調査・個人面接表等で子どもの身体や生活状況等が把握・整理され、担当者会議や職員会議で情報の共有化が図られている。(W-2-(1)-①)
- ・個別指導計画を立てることにより、子ども一人ひとりの実態を把握することができる、という意義のもと、3歳以上児についても全員の計画が立てられている。(W-2-(1)-2)

# IV-3 保育の実施

(1)保育の実施にあたり、記録化と話し合いが適切に行われている。								
1	評価 結果	●保育の実施に関わる記録が整備されている。						
	а	<ul> <li>【判断基準】         <ul> <li>a)保育の実施記録のあり方について保育所の方針が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。</li> <li>b)保育の実施記録のあり方について保育所の方針が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。</li> <li>c)保育の実施記録のあり方について保育所の方針が明文化されていない。</li> </ul> </li> </ul>						
2	評価結果	●保育における会議内容について職員の共通認識を図る体制が整備されている。						
	а	【判断基準】 a) 保育所における会議の種類(名称)と話し合われる内容等が明文化されており、会議内容について職員の共通認識を図る体制が整備されている。 b) 保育所における会議の種類(名称)と話し合われる内容等が明文化されているが、会議内容について職員の共通認識を図る体制の整備が十分ではない。 c) 保育所における会議の種類(名称)と話し合われる内容等が明文化されていない。						

(2) 保育の実施にあたり、各種マニュアルの見直しが行われている。

評価 ●保育の実施にあたり、各種マニュアル類 (明文化された方針等を含む) は検証・見直しがされて 結果 いる。

### 【判断基準】

- ① a
- a) 各種マニュアル類 (明文化された方針等を含む) について年度ごとの検証・見直しの方法が 明文化されており、検証・見直しされた内容について職員の共通認識を図る場が設けられて いる。
- b) 各種マニュアル類について年度ごとの検証・見直しの方法が明文化されているが、検証・見直しされた内容について職員の共通認識を図る場が設けられていない。
- c) 各種マニュアル類について年度ごとの検証・見直しの方法が明文化されていない。

#### 【IV-3 保育の実施・記録と話し合い等の特記事項】

- ・記録の特性と意義、記録の必要性が示され、更に記録をする際の留意点の中で 5 W1Hを踏まえて私情を入れず、迅速に書くことになっている。(IV-3-(1)-①)
- ・会議の種類が多く、日々行われる昼礼(午後1時45分~2時)をはじめ月1回の職員全員参加の職員会議まで多岐にわたりきめ細かく行われている。(IV-3-(1)-②)
- ・今まであったマニュアルを約2年の歳月を費やして見直し、評価項目に沿ったものに作成し直し、職員会議や担当者会議で周知している。 (IV-3-(2)-①)

# IV-4 保育課程・指導計画の評価・変更

(1) 保育の内容を評価し、その結果により、保育課程・指導計画を見直している。

評価結果

●指導計画の種類により評価を定期的に行い、その結果に基づき、指導計画を見直している。

#### 【判断基準】

1

- a)保育所として保育課程・指導計画の具体的な評価方法が明文化されており、評価結果・見直 し内容について関係する職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b)保育所として保育課程・指導計画の具体的な評価方法が明文化されているが、評価結果・見 直し内容について関係する職員の共通認識を図る場が設けられていない。
- c) 保育所として保育課程・指導計画の具体的な評価方法が明文化されていない。

### 【IV-4 保育課程・指導計画の変更等の特記事項】

・月案を立て提出した所で1回チェックが入り、週末には週案の評価反省に対してチェックが行われる。日案に関しては予定の変更は赤字で記入される。 $(\text{IV}-4-(1)-\mathbb{Q})$ 

# IV-5 保育の内容等の自己評価

(1) 保育の内容等の自己評価が適切に行われている。

評価 結果

●保育所における自己評価の体制が整備されている。

#### 【判断基準】

1

- a)保育内容の自己評価の方法等について保育所の方針が明文化されており、自己評価の意義について職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b) 保育内容の自己評価の方法等について保育所の方針が明文化されているが、自己評価の意義 について職員の共通認識を図る場が設けられていない。
- c) 保育内容の自己評価の方法等について保育所の方針が明文化されていない。

#### 【IV-5 保育内容の自己評価等の特記事項】

・自己評価チェックリストは9つの項目について年3回(4か月ごと)同じシートに黒・青・赤で記入し5段階評価の $\bigcirc$ 印をつけるものと、記述式の両方があり、チェック内容も毎回異なったり、記述式の文章の変化もみられる。(W-5-(1)-①)

# ∨ 健康及び安全

# V-1 健康管理

(1)健康管理が適切に行われている。

評価結果

●子どもの健康管理に関する『保健計画』が適切である。

### 【判断基準】

- a)子どもの健康管理に関する『保健計画』を作成・実施するための保育所の方針が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b)子どもの健康管理に関する『保健計画』を作成・実施するための保育所の方針が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。
- c)子どもの健康管理に関する『保健計画』を作成・実施するための保育所の方針が明文化されていない。

評価結果

●アレルギー疾患をもつ子どもに対しては、適切な対応をとっている。

# 【判断基準】

2

(1)

- a) アレルギーをもつ子どもに対応するための保育所の方針が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b) アレルギーをもつ子どもに対応するための保育所の方針が明文化されているが、職員の共通 認識を図る場が設けられていない。
- c) アレルギーをもつ子どもに対応するための保育所の方針が明文化されていない。
- (2) 与薬の体制が適切である。

評価結果

●与薬が適切に行われるような体制になっている。

1

【判断基準】

- a) 与薬についてのマニュアルを整備し、職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b) 与薬についてのマニュアルを整備しているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。
- c) 与薬についてのマニュアルの整備は十分ではない。

#### 【V-1 健康管理等の特記事項】

- ・保健年間計画の表に毎月の健康に関する留意点が示され、職員室に掲示されている。 $(V-1-(1)-\overline{(1)})$
- ・アレルギー対応を基に、食品はもちろん環境についても対応が示されている。除去食注意点・調理配膳方法・間違って口にした時の緊急対応まで詳しいマニュアルが作成され、安全に提供されるよう三重チェックにより食事が提供されている。(V-1-(1)-②)
- ・園で作成した与薬カードにより、正しく投薬されたことが確認でき、保護者が安心する配慮がされている。(V-1-(2)-1)

# V-2 安全管理

(1) 事故防止・防犯のための取り組みを行っている。

評価結果

●事故防止・防犯のための体制が適切である。

1

#### 【判断基準】

a) 保育中に発生した事故(事件)の事例、事故(事件)につながりそうになった事例の分析に 基づいた事故防止・防犯のための体制が整備されており、職員の共通認識を図る場が設けら れている。

- b) 保育中に発生した事故(事件)の事例、事故(事件)につながりそうになった事例の分析に 基づいた事故防止・防犯のための体制が整備されているが、職員の共通認識を図る場が設け られていない。
- c) 保育中に発生した事故(事件)の事例、事故(事件)につながりそうになった事例の分析に 基づいた事故防止・防犯のための体制が整備されていない。
- (2) 事故や災害発生時の対応体制が確立している。

評価 ●事故(けが、急病等)や災害に適切に対応できるマニュアルがあり、職員の共通認識が図られて いる。

# 【判断基準】

1 а

- a) 事故や災害に適切に対応するためのマニュアルを整備しており、職員の共通認識を図る場が 設けられている。
- b) 事故や災害に適切に対応するためのマニュアルを整備しているが、職員の共通認識を図る場 が設けられていない。
- c)事故や災害に適切に対応するためのマニュアルの整備は十分ではない。

#### 【V-2 安全管理等の特記事項】

- ・ヒヤリハット報告をもとに職員会議で事例を検証し、事故防止意識を高めている。報道等の他施設の事 例情報を収集・分析し共通認識する体制がとられている。(V-2-(1)-①)
- ・火災、災害、不審者のみならず、保育中に起こりうる不慮の事故等についても対応策が明記されていて 職員がすぐに対応できるようになっている。(V-2-(2)-①)

# V-3 衛生管理·感染症対策

(1) 衛生管理ならびに感染症対策が適切に行われている。							
	評価結果	●衛生管理に関するマニュアルを整備し、職員の共通認識が図られている。					
1	а	<ul> <li>【判断基準】         <ul> <li>a)保育所の実態に応じた衛生管理に関するマニュアルを整備しており、職員の共通認識を図る場が設けられている。</li> <li>b)保育所の実態に応じた衛生管理に関するマニュアルを整備しているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。</li> <li>c)保育所の実態に応じた衛生管理に関するマニュアルの整備は十分ではない。</li> </ul> </li> </ul>					
	評価結果	●感染症・食中毒等への対応は適切である。					
2		【判断基準】 a) 感染症・食中毒等への対応についてのマニュアルを整備しており、職員の共通認識を図る場が設けられている。					

- が設けられている。
- b) 感染症・食中毒等への対応についてのマニュアルを整備しているが、職員の共通認識を図る 場が設けられていない。
- c) 感染症・食中毒等への対応についてのマニュアルの整備は十分ではない。

#### 【V-3 衛生管理・感染症対策等の特記事項】

・保育室・玩具・トイレ・洗面所・寝具・歯ブラシなど園児に係わる場所の消毒は、口に入っても危険の ない酸性水を使用し清掃、消毒されている。(V-3-(1)-①)

V	_	4	食育
(	1	)	食育が

(1) 食育が適切に行われている。

評価 結果

a

●食育に関する計画が適切である。

#### 【判断基準】

1

- a) 『食育の計画』を作成・実施するための保育所の方針が明文化されており、職員の共通認識 を図る場が設けられている。
- b) 『食育の計画』を作成・実施するための保育所の方針が明文化されているが、職員の共通認 識を図る場が設けられていない。
- c) 『食育の計画』を作成・実施するための保育所の方針が明文化されていない。

評価結果

a

●食事を楽しくおいしく食べるための工夫をしている。

#### 【判断基準】

2

- a) 食事を楽しくおいしく食べるための保育所の方針が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b) 食事を楽しくおいしく食べるための保育所の方針が明文化されているが、職員の共通認識を 図る場が設けられていない。
- c) 食事を楽しくおいしく食べるための保育所の方針が明文化されていない。

# 【V-4 食育等の特記事項】

・月に1回レストランごっこで異年齢児が交わり、好きなものが食べられるバイキングや自分たち手作りの料理を味わうなど、楽しく食べる工夫がたくさん計画されている。(-4-(1)-2)

# VI 保護者に対する援助

# VI-1 保護者との連携

(1) 保護者との協力関係が適切に図られている。

評価 結果

а

●保護者への情報提供・協力関係が適切である。

#### 【判断基準】

1

a) 保護者への情報提供と協力関係を円滑にするための保育所の方針が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。

- b) 保護者への情報提供と協力関係を円滑にするための保育所の方針が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。
- c) 保護者への情報提供と協力関係を円滑にするための保育所の方針が明文化されていない。

#### 【VI-1 保護者との協力関係の特記事項】

・保護者と園の協力体制がよくとられていて、各行事準備や雪災害時に保護者が積極的に環境整備に協力している。保護者主催のバーベキューなどで職員との交流も盛んに行われている。(VI-1-(1)-(1))

# VI-2 子育て支援(相談対応)

(1) 入所児童の保護者の育児援助を行っている。

評価 結果

a

●保護者からの子育てに関する多様な相談に対応する体制が適切である。

#### 【判断基準】

1

a) 入所児童の保護者との情報交換や相談に対応するためのマニュアルを整備しており、職員の 共通認識を図る場が設けられている。

- b) 入所児童の保護者との情報交換や相談に対応するためのマニュアルを整備しているが、職員 の共通認識を図る場が設けられていない。
- c) 入所児童の保護者との情報交換や相談に対応するためのマニュアルの整備は十分ではない。
- (2) 地域の子育て支援を行っている。

辞価 結果

●地域の子育て家庭を対象とする子育て援助のための取り組みを行っている。

#### 【判断基準】

1

- a) 地域の子育て援助のための保育所の方針が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b) 地域の子育て援助のための保育所の方針が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が 設けられていない。
- c) 地域の子育て援助のための保育所の方針が明文化されていない。
- (3) 虐待を受けていると疑われる子どもへの対応を行っている。

評価結果

● 虐待を受けていると疑われる子どもとその保護者に対して、的確かつ早期に対応できる体制になっている。

#### 【判断基準】

① a

- a) 虐待を受けていると疑われる子どもとその保護者への対応マニュアルが整備されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b) 虐待を受けていると疑われる子どもとその保護者への対応マニュアルが整備されているが、 職員の共通認識を図る場が設けられていない。
- c) 虐待を受けていると疑われる子どもとその保護者への対応マニュアルの整備は十分ではな

L)

【VI-2 子育て支援(相談対応)の特記事項】

- ・地域子育て支援センター(ひなたぼっこクラブ)を園内だけではなく保健センターに出向いて行ったり、フラワーパークなど園外保育をしたりと園外へも出向き参加しやすい体制をとっている。(VI-2-(2)-①)
- ・虐待の早期発見、予測の留意点が示されていて、市町村とも連携が取られている。(VI-2-(3)-①)

# Ⅲ 職員の資質向上

# VII-1 施設長の責務

(1) 施設長の責任が明確にされている。

評価 結果

●施設長の責任が明示され、説明されている。

1

(1)

#### 【判断基準】

- a)施設長の責任が明文化されており、職員や保護者に対して説明をしている。
- b) 施設長の責任が明文化されているが、職員や保護者に対する説明はしていない。
- c) 施設長の責任が明文化されていない。
- (2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。

評価結果

а

●施設長はその専門性等を高め、職員が意欲的に取り組めるような組織作りをしている。

#### 【判断基準】

- a) 施設長は、『保育所を取り巻く社会情勢などを踏まえ、その専門性等の向上に努めており、 かつ職員が保育所の課題について共通理解を深め、協力して改善に努めることができるよう な体制』作りをしている。
- b) 施設長は、『保育所を取り巻く社会情勢などを踏まえ、その専門性等の向上に努めており、 かつ職員が保育所の課題について共通理解を深め、協力して改善に努めることができるよう な体制』作りはしていない。
- c) 施設長は、『保育所を取り巻く社会情勢などを踏まえ、その専門性等の向上に努め』ていない。

#### 【VII-1 施設長の責務等の特記事項】

- ・月1回「園長だより」を配布し、キリスト教精神にのっとった園の方針や情報を保護者に伝えている。(VII -1-(2)-(1))
- ・施設長は、年頭のあいさつで「子どもたち、職員、保護者が一緒に育ちあう姿勢を大切にしている」と、 それぞれの立場で意欲的に取り組む姿勢を大切に考えている。(VIII-1-(2)-①)

# VII-2 職員の研修等

(1) 職員の研修体制が確立している。

評価 結果

●職員の資質向上に関する目標を設定している。

•

### 【判断基準】

- a)職員の知識や技術等の修得に関する具体的な目標を単年度毎に設定しており、担当者を中心にした職員研修を組織的に計画推進するための体制ができている。
  - b) 職員の知識や技術等の修得に関する具体的な目標を単年度毎に設定しているが、担当者を中心にした職員研修を組織的に計画推進するための体制ができていない。
  - c) 職員の知識や技術等の修得に関する具体的な目標を単年度毎に設定していない。

② 評価 結果

●職員の研修ニーズに基づく研修計画を策定している。

#### 【判断基準】

b

- a) 職員一人ひとりの研修ニーズを把握する機会が設けられ、それに基づいた具体的な研修計画 が策定されている。
- b) 職員一人ひとりの研修ニーズを把握する機会が設けられているが、それに基づいた具体的な 研修計画が策定されていない。
- c) 職員一人ひとりの研修ニーズを把握する機会が設けられていない。

# 【VII-2 職員の研修体制等の特記事項】

- ・定期・不定期に行われる研修参加の他、ASK(県内の有志の園長で構成する研究組織)を設立し、各種研修を行い、保育の質の向上に努めている。(VII-2-(1)-1)
- ・目標管理シートを基に面談を行い、自己目標にあった研修に参加できるように支援している。(VII-2-(1)-2)